

1 適用条件、ご契約の申込み、成立について

(1) 「2025年度 電気料金 10%割引契約」（以下、「本契約」といいます）は、以下のいずれにも該当し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。ただし、春の新規ご契約キャンペーンにて、電気の新規ご契約によるカテエネポイントを取得されたお客さまについては適用いたしません。

(適用条件)

ア 当社の低圧需給契約のうち、電灯自由料金メニューの個別要綱（おとくプラン、スマートライフプラン、カテエネプラン等をいい、以下、「対象個別要綱」といいます）を適用しており、原則として2026年4月の検針日までに対象個別要綱の適用を廃止・解約しないこと。

イ 対象個別要綱とあわせて他の個別要綱（以下、「付帯個別要綱」といいます）の適用を受けている場合は、付帯個別要綱が「セットメニュー要綱」、「CO₂フリーメニュー個別要綱」または「口座振替初回引落とし割引」のいずれかであること。

(2) 本契約の適用にあたっては、あらかじめ当社が定める「2025年度 電気料金 10%割引についての契約要綱」を承諾のうえ、原則として、2025年7月1日から9月30日までの間に、当社が提供する会員向けウェブサイトによって申込みをしていただきます。

(3) 本契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

2 適用開始予定日について

お客さまの需要場所が属する供給区域によって、次のいずれかに該当する日を適用開始予定日といたします。

ア 愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）、長野県の場合は、2025年11月の検針日といたします。

イ ア以外の場合は、2025年11月1日といたします。

3 料金の計算方法について

(1) 本契約の割引適用期間は、2025年12月分から2026年4月分までといたします。

(2) 本契約を適用する場合の割引適用期間の電気料金は、対象個別要綱および付帯個別要綱によって料金として算定された金額から、(3)の10%割引額を差し引いたものといたします。

(3) 10%割引額は、次のとおり算定いたします。

$$10\% \text{割引額} = \text{割引対象料金}^{\ast} \times 10\%$$

※割引対象料金とは、対象個別要綱および付帯個別要綱によって算定されたその1月の基本料金および電力量料金（燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を除きます）の合計に、対象個別要綱および付帯個別要綱により適用を受ける割引額（「口座振替初回引落とし割引」およびふるさと納税×Greenでんきにおける「対象返礼金額」を除きます）および割増額（「for APプラン手数料」およびふるさと納税×Greenでんきにおける「メニュー料金」を除きます）を加味した金額をいいます。なお、対象個別要綱および付帯個別要綱により適用を受ける割引以外の割引を既に適用されているご契約については、本契約の対象外となります。

4 契約の終了について

(1) 本契約の適用は、需給契約の契約期間にかかわらず、2026年4月30日に終了いたします。

(2) 以下の場合、当社は、2026年4月30日を待たずに、本契約の適用を終了いたします。

ア 需給契約が廃止または解約された場合

イ 需給契約の契約種別の変更により、対象個別要綱が適用されなくなった場合

ウ 1(1)に定める適用条件に反した場合

本契約に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

中部電力ミライズ株式会社

本店所在地：愛知県名古屋市中区東新町1番地

登録番号：A0270

お問い合わせ電話番号：0120-701-353（平日：9:00～17:00（土日祝、年末年始休み））

当社ホームページ URL <https://miraiz.chuden.co.jp/>

WEB サービス「カテエネ」 <https://katene.chuden.jp/>

(2025年7月1日制定)